

覚書（案）

関東森林管理局 中越森林管理署 _____ (以下「甲」という。) と、
_____ (以下「乙」という。) と、
_____ (以下「丙」という。) と、
_____ (以下「丁」という。) は、

令和 年 月 日付にて甲、乙間で締結した低濃度 PCB 廃棄物処理委託契約書（以下「原契約」という）第9条4項 業務委託料の支払方法について、甲・乙・丙・丁間で以下の通り確認したので覚書（以下「本覚書」という）を締結する。

（決済方法等）

1. 甲が乙へ支払う委託手数料は、一括して丁が受領し、丁から丙へ、丙から乙へ支払う。

（代金請求及び支払い等）

1. 丁は処理委託手数料を甲へ請求し、支払いは別途定める方法による。
2. 丙は処理委託手数料を丁へ請求し、支払いは別途定める方法による。
3. 乙は当該月末日までの処理委託手数料を丙へ請求し、丙は「原契約」の処理業務完了の月末日起算、翌月末日までに現金を指定口座に振り込み、支払うものとする。

本覚書の成立を証する為に、本書1通作成し、甲、乙、丙、及び丁は各々記名押印のうえ
甲がこれを保有し、乙、丙及び丁はこの写しを各々保有するものとする。

令和 年 月 日

新潟県南魚沼市美佐島 61-8

甲 関東森林管理局 中越森林管理署
署長 中西 雄一郎

印

乙

印

丙

印

丁

印